

【地域医療支援病院】

日立総合病院は、茨城県の医療提供体制において「地域医療支援病院」の承認を茨城県より受けております。（2015年5月28日付）

「地域医療支援病院」とは、地域の「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」を支援し、連携と役割分担を図ることによって、地域の患者さんに質の高い医療を提供する機能をもつ病院です。

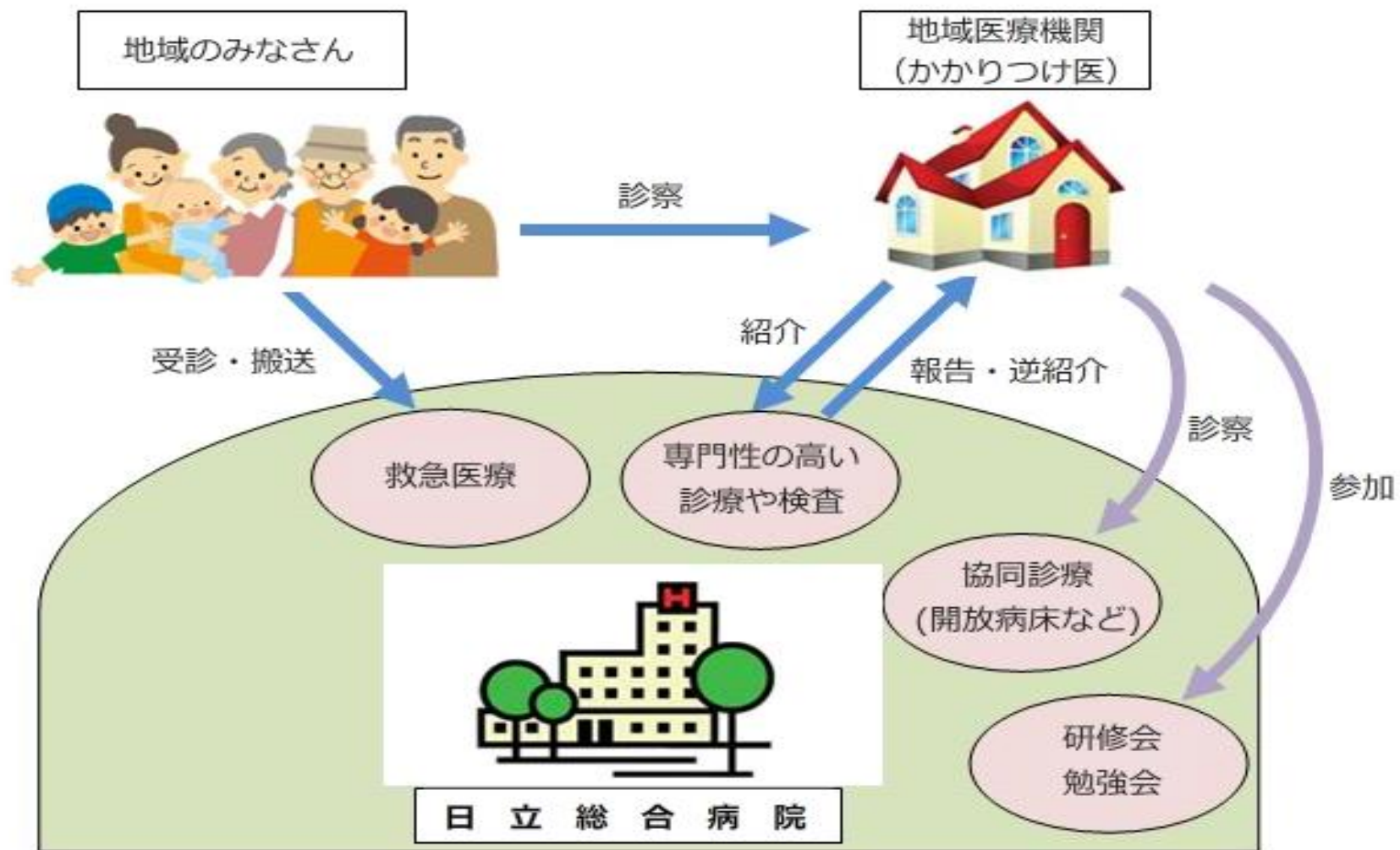
原則として「かかりつけ医」からの紹介状を持参しての受診をお願いしております。

また、当院での治療で病状が安定された患者さんには、「かかりつけ医」に診療情報の提供を行い、逆紹介させていただいておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

紹介状がなく受診をされた患者さんには、厚生労働省の定める「初診時選定療養費」として初診料とは別に【医科】7,700円（税込）【歯科】5,500円（税込）の定額徴収を義務付けられたことによりいただいておりますのでご了承ください。

但し、救急車搬送の重症患者さん・公費負担医療の対象患者さん・15歳未満の小児科の患者さん等は、定額負担の対象から除かれます。

日立総合病院



【地域医療支援病院の役割】